

特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十条の二第一項第二号の規定に基づき、型式の承認等に必要な技術的能力を持つものとして経済産業大臣が認める国際法定計量機関の加盟国の型式承認機関

令和 6 年 3 月 1 8 日
経済産業大臣 齋藤 健

特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十条の二第一項第二号に基づき、型式の承認等に必要な技術的能力を持つものとして経済産業大臣が認める国際法定計量機関の加盟国の型式承認機関は、次のとおりとする。

なお、令和 3 年 7 月 30 日付け「特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十条の二第一項第二号の規定に基づき、型式の承認等に必要な技術的能力を持つものとして経済産業大臣が認める国際法定計量機関の加盟国の型式承認機関」は廃止する。

国際法定計量機関 の加盟国	型式承認機関	型式承認制度に係る証明書の種別※ ¹		対象となる特定計量器
インド共和国	Legal Metrology Division, Department of Consumer Affairs	OIML-CS 証明書(スキーム A)	R76:1992, R76:2006 R117:1995, R117:2007 R117:2019	非自動はかり 自動車等給油メーター
英国	Office for Product Safety and Standards※ ²	OIML-CS 証明書(スキーム A)	R60:2000, R60:2017 R76:1992, R76:2006 R117:2007, R117:2019	非自動はかり 自動車等給油メーター
		MAA 証明書	R60:2000, R76:1992, R76:2006	非自動はかり
オランダ王国	NMi Certin B.V	OIML-CS 証明書(スキーム A)	R60:2000, R60:2017 R76:1992, R76:2006 R117:1995, R117:2007 R117:2019	非自動はかり 自動車等給油メーター

		MAA 証明書	R60:2000, R76:1992, R76:2006, R117:1995 R117:2007	非自動はかり 自動車等給油メーター
		基本証明書	R60:2000, R76:1992 R76:2006	非自動はかり 自動車等給油メーター
オーストラリア連邦	National Measurement Institute, Australia	OIML-CS 証明書(スキームA)	R76:1992, R76:2006	非自動はかり
スイス連邦	Federal Institute of Metrology METAS	OIML-CS 証明書(スキームA)	R60:2000, R76:2006	非自動はかり
		MAA 証明書 ^{※3}	R76:2006	非自動はかり
スウェーデン王国	RISE Research Institutes of Sweden AB	OIML-CS 証明書(スキームA)	R60:2000, R60:2017 R76:2006 R117:1995, R117:2007 R117:2019	非自動はかり 自動車等給油メーター
		MAA 証明書 ^{※4}	R76:1992, R76:2006	非自動はかり
スロバキア共和国	Slovak Legal Metrology	OIML-CS 証明書(スキームA)	R76:2006	非自動はかり
大韓民国	Korean Agency for Technology and Standards	MAA 証明書	R76:1992	非自動はかり
チェコ共和国	Czech Metrology Institute	OIML-CS 証明書(スキームA)	R76:2006, R117:2007, R117:2019	非自動はかり 自動車等給油メーター
中華人民共和国	National Institute of Metrology, China	OIML-CS 証明書(スキームA)	R60:2000, R60:2017 R76:1992, R76:2006	非自動はかり
	General Administration of Quality Supervision, Inspection	MAA 証明書	R60:2000, R76:2006	非自動はかり

	and Quarantine			
デンマーク王国	FORCE Certification A/S	OIML-CS 証明書(スキームA)	R60:2000, R60:2017, R76:2006	非自動はかり
	DELTA	MAA 証明書	R76:2006	非自動はかり
ドイツ連邦共和国	Physikalisch Technische Bundesanstalt	OIML-CS 証明書(スキームA)	R60:2000, R60:2017 R76:2006	非自動はかり
		MAA 証明書	R60:2000, R76:2006	非自動はかり
		基本証明書	R60:1991, R60:2000 R76:1992, R76:2006	非自動はかり
ニュージーランド	Measurement and Product Safety Service	MAA 証明書※ ⁵	R76:1992	非自動はかり
フランス共和国	Laboratoire national de métrologie et d'essais	OIML-CS 証明書(スキームA)	R60:2000, R60:2017, R76:2006	非自動はかり
		MAA 証明書	R60:2000, R76:2006	非自動はかり
日本	国立研究開発法人産業技術総合研究所	OIML-CS 証明書(スキームA)	R60:2000, R60:2017 R76:1992, R76:2006 R117:1995, R117:2007 R117:2019	非自動はかり 自動車等給油メーター
		MAA 証明書	R60:2000, R76:1992 R76:2006	非自動はかり
		依頼試験報告書	右に掲げる計量器の構成要素及び検査装置の試験	非自動はかり ガスメーター 水道メーター 温水メーター 積算熱量計

※ 1 : 型式承認制度に係る証明書の種別について

- OIML-CS 証明書 : 国際法定計量機関 (以下、「OIML」という。) における「国際法定計量機関証明書制度 (OIML Certification System (OIML-CS))」に基づき、OIML 加盟国の型式承認機関が発行する型式承認証明書。当該制度における証明書発行の仕組みにはスキーム A (OIML-CS の要件を準拠することを外部審査に基づき外部評価された型式承認機関が証明書発行をする仕組み) とスキーム B (OIML-CS の要件を準拠することを自己宣言した型式承認機関が証明書を発行する仕組み) があるが、そのうち、型式の承認等に必要な技術的能力を持つものとして、経済産業大臣が適切であると認めた機関が作成する証明書。
- MAA 証明書 : OIML における「計量器の型式評価国際相互受け入れ取決めの枠組み (Mutual Acceptance Arrangement、MAA)」に基づき、OIML 加盟国の型式承認機関が作成する型式承認に係る証明書のうち、型式の承認等に必要な技術的能力を持つものとして、経済産業大臣が適切であると認めた機関が作成する証明書。
- 基本証明書 : OIML における「基本証明書制度」に基づき、OIML 加盟国の型式承認機関が作成する型式承認に係る証明書のうち、型式の承認等に必要な技術的能力を持つものとして、経済産業大臣が適切であると認めた機関が作成する証明書。
- 依頼試験報告書 : 国立研究開発法人産業技術総合研究所依頼試験規程に基づき、同研究所が作成する型式承認に係る試験報告書。

※ 2 : 発行型式承認機関には、National Weights and Measures Laboratory (Part of the National Measurement Office)、National Measurement Office、National Measurement and Regulation Office も含む。

※ 3 : MAA 証明書の発行型式承認機関には、Federal Office of Metrology METAS も含む。

※ 4 : MAA 証明書の発行型式承認機関には、SP Technical Research Institute of Sweden も含む。

※ 5 : MAA 証明書の発行型式承認機関には、Ministry of Consumer Affairs も含む。